

2013年6月20日

国際環境 NGO FoE Japan
開発金融と環境プログラム委託研究員
波多江 様

伊藤忠商事株式会社

フィリピン・イサベラ州バイオエタノール製造・発電供給事業
追加質問に対する回答

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2013年2月25日に貴団体及び弊社間で実施しました面談及び3月1日付け貴信で指摘されました事項につきまして、以下御回答致します。

1. 土地問題:土地所有権-2月15日付け弊信、第一項

- 指摘事項: 2012年11月27日の会議のMOMの署名ページに署名している農民の方々は、MOMの内容に合意。その他の方々は、依然合意はしていないと理解しているが状況はどうなっているか。

■ 調査結果:

(ア) ご指摘通り数名の方は今年2月の時点では署名しておりませんでした。

MOM署名農民 5人	F氏 E氏	J氏	F氏	B氏					
MOM非署名農民 10人	R氏 L氏 M氏	P氏 R氏 R氏	L氏 J氏 J氏	M氏					

(イ) 昨年11月27日の会議の後、会議で決定した損害農地の賠償について2月24日に農民から要望書を入手しました。

(ウ) 要望書に関し交渉を重ね2013年5月8日にMOMに署名していなかった農民10名全員と損害賠償額を合意しております。

(エ) 土地所有権者の誤解による迷惑料についても上記10名の全員と合意しております。

(オ) 2013年6月8日に上記支払い実行し、受領確認書をうけとっております。

2. 土地問題:土地所有権-2013年2月15日付け弊信の第2項

- 指摘事項: ECOF 社員による契約書の偽造はなかったものの ECOF が契約した Y 氏の土地の所有権が Y 氏ではなく V 氏ではないか? V 氏は昨年中に同地の土地権利書を ECOF 社に提出済みで ECOF 社も同地の所有者は V 氏と判断しサウキビ撤去を約束したと理解しているが昨年 12 月の時点では、まだ撤去はされていない。
- 調査結果
 - (ア) 貴団体から指摘を受け、土地所有権の係争について調査結果 ECOF は Y 氏の土地の一部が V 氏の土地であることを認め、口頭で作付済みの砂糖黍の撤去を約束。その後 ECOF と V 氏との協議の結果、V 氏から口頭で「砂糖黍の撤去は収穫後でよい」という事になった。
 - (イ) 2013 年 3 月: 砂糖黍を収穫。その際 V 氏から口頭で「砂糖黍を撤去せず Y 氏の係争が落ち着くまで待ってほしい」との要望があった。
 - (ウ) 2013 年 6 月 4 日: V 氏 / Y 氏の両者間で話し合いがもたれたが結論が出ず、その後も交渉中の模様。

3. 排水問題:トウモロコシ被害補償関連-2月15日付け弊信第四項-

- 指摘事項: トウモロコシ 1 本当たり 5 ペソの計算根拠&妥当性は?
- 調査結果: 今回は相場価格の 2.5 倍を補償価格とし 1 本あたり 5 ペソを支払いました。

尚、このトウモロコシ被害を起こす要因となりました排水については、排水量削減の為プラント内で排水のリサイクルを行う様に仕様を変更しております。

4. 諸問題対応体制・CSR 担当者

- 指摘事項: 諸問題に対して対処療法ではなく発生する前に問題を防止するような体制はあるのか? また CSR・苦情担当はあるのか?
- 調査結果:
 - (ア) 諸問題の対応及び防止の為に GFII と ECOF で定期会議を持つ事とし、毎週打ち合わせを行う事にしております。
 - (イ) GFII より 2 名を CSR 担当として assign しております。

以 上